

高校生活における経費等について

本校に入学して、卒業するまでの3年間に必要となる経費や就学支援金等について御案内します。

なお、これらは、県の条例・規則等によるもののほか、本校での教育活動で必要となる経費を積算したものであり、来年度以降金額が変更となる場合もあります。

1 3年間の概算所要経費（令和8年度入学生）

区 分	金額（円）	納入方法等	備 考
入学料	5,650	入学式当日に現金にて納入	
授業料	356,400	指定した月に口座振替により納入	就学支援金・授業料支援制度対象外の方 (月額 9,900 円×12 月×3 年)
学校徴収金等	316,350	指定した月に口座振替により納入 ただし、1 年次の初回納入分は、入学料とともに現金で納入	1 年次：136,350 円 2 年次：113,000 円 3 年次： 67,000 円 学年費、修学旅行積立金、PTA 会費、後援会費等に振り分けて充当
入学前の物品購入費	約 197,000	販売業者に現金にて支払い	概算金額 制 服：75,000 円程度 実 習 服：12,350 円程度 体育衣料：25,000 円程度 教科書等：22,627 円 上履き・記章等：4,000 円程度 タブレット：58,000 円程度 全員が購入する必要のある物品
その他	指定された金額	学校からの連絡により現金にて納入	美術、家庭、農業、工業科目の実習などに伴う経費 2,000 円～25,000 円程度

上記のほか、希望者は雨合羽、カーディガン（女子）等を購入

※高等学校等就学支援金

世帯年収に関わらず高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、授業料の支援を受けることができます。日本国籍以外の方については、国籍・在留資格等の要件があります。高等学校等就学支援金が対象外の方についても、授業料の支援制度があります。高等学校等就学支援金・授業料支援金を当該生徒の授業料に充てるため、国から県に対して高等学校等就学支援金が支給されます。（結果的に保護者の授業料納付がなくなります。各保護者に直接支援金が支給されることはありません。）

オンラインによる申請になります。申請をしない辞退の方は授業料をお支払いいただきます。

2 奨学給付金制度

授業料以外の教育費を軽減するための、返済の必要がない給付型奨学金の制度です。

＜対象世帯＞

- ・ 生活保護世帯
- ・ 住民税所得割が非課税の世帯
- ・ 年収 270 万円以上 380 万円未満の世帯
- ・ 年収 380 万円以上 490 万円未満の世帯

※生徒の国籍・在留資格等で対象となる世帯の範囲が異なります。（詳細は下記参照）

＜要件＞

(1) 生徒等の国籍・在留資格等の要件

高等学校等に在学する以下の国籍・在留資格等を有する生徒等の世帯

- ① 日本国籍を有する者
- ② 特別永住者
- ③ 永住者
- ④ 日本人の配偶者等
- ⑤ 永住者の配偶者等
- ⑥ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- ⑦ 家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

(2) 保護者等の所得に関する要件

保護者等の全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算により判定します。

- ① 生活保護世帯
- ② 住民税非課税世帯
- ③ 所得割額の合算額が 100 円～105,500 円の世帯（年収 270 万～380 万）
- ④ 所得割額の合算額が 105,500 円～182,500 円の世帯（年収 380 万～490 万）

《令和8年度の給付額》

区 分	支給額（年額）
生活保護世帯	32,300 円
住民税非課税世帯	143,700 円
所得割額の合算額が 100 円～105,500 円の世帯	47,900 円
所得割額の合算額が 105,500 円～182,500 円の世帯	35,930 円

3 奨学金貸与制度

（1）教育資金及び奨学金貸与制度

高校に在学し、勉学意欲がありながら経済的理由から高校での修学が困難な生徒を支援するための静岡県の奨学資金の制度があります。

生徒本人に貸与する貸付金で、卒業後に生徒本人が返還することになります。

（2）その他の奨学資金貸与制度

企業等からの奨学資金制度もあります。